東京都担当確認年月日
 令和3年6月29日

 東京都作業部会確認年月日
 令和3年6月30日

## 事業名 会場借上げ費用

## 案件名 会場借上げに伴う関連事業者への損失補償について

| 確認の視点  |     | 東京都の見解  | 備考 |
|--|-----|---|----|
| 経費の負担が平成 29<br>年 5 月 31 日の合意の<br>考え方に基づくもの<br>であること                                |     | <ul> <li>・本件は、本大会における野球・ソフトボール会場の競技会場となる横浜スタジアムを確保するにあたり、影響が生じる関連事業者への損失補償である。</li> <li>・横浜スタジアムは都外自治体所有施設であるため、大枠の合意に基づき、オリンピック経費の全額を東京都が負担する事項である。</li> <li>・パラ経費はなし。</li> </ul>                    |    |
| 事業の執行に当たり、<br>大会運営を担う組織<br>委員会が一括して執<br>行した方が効率的、効<br>果的であること                      |     | ・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が一括して執行する内容として妥当である。   |    |
| 経費の内容等<br>が必要性(必要<br>な内容、機能か<br>など)、効率性<br>(適正な規模、<br>単価かなど)、<br>納得性(類似の<br>ものと比較し | 必要性 | ・ 横浜スタジアムは、東京 2020 大会の競技会場であり、土地、<br>施設等の確保は、大会運営に不可欠である。   |    |
|  | 効率性 | <ul> <li>・本施設の使用期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っており、関連事業者への影響も最少となるよう調整している。</li> <li>・損失について、組織委員会から過去実績等をもとに積算し、精査を行っていると説明を受けているが、それを妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。</li> </ul> |    |
| て相応かなど)<br>等の観点から<br>妥当なもので<br>あること  | 納得性 | <ul> <li>外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」において、補償の考え方について承認を得ている。</li> <li>損失について、組織委員会から過去実績等をもとに積算し、精査を行っていると説明を受けているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。</li> </ul>                                     |    |

その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること

- ・ 経費負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは組織委員会負担とする。
- ・ V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が 最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

東京都担当確認年月日令和3年6月29日東京都作業部会確認年月日令和3年6月30日

## 事業名 会場借上げ費用

## 案件名 会場借上げに伴う関連事業者への損失補償について

| 確認の視点   |      | 東京都の見解  | 備考 |
|---|------|---|----|
| 経費の負担が平成 29<br>年 5 月 31 日の合意の<br>考え方に基づくもの<br>であること                                 |      | <ul> <li>・本件は、東京 2020 大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を確保するにあたり、影響が生じる関連事業者への損失補償である。</li> <li>・オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。</li> </ul>  |    |
| 事業の執行に当れ<br>大会運営を担う<br>委員会が一括し<br>行した方が効率的<br>果的であること                               | 組織て執 | ・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間及び国(JSC を含む)<br>所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担するこ<br>ととなっており、組織委員会が一括して執行する内容として<br>妥当である。  |    |
| 経費の内容等<br>が必要性(必要<br>な内容、機能か  | 必要性  | ・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタジ<br>アムであり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等の確<br>保は、大会運営に不可欠な事業である。   |    |
| など)、効率性<br>(適正な規模、<br>単価かなど)、<br>納得性(類似の<br>ものにかなど)<br>等の観点から<br>の<br>ものなった<br>あること | 効率性  | <ul> <li>・補償対象は、施設の借上げに伴い、影響が生じる関連事業者に発生する損失である。</li> <li>・各施設の使用期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っており、関連事業者への影響も最少となるよう調整している。</li> <li>・損失について、組織委員会から過去実績等をもとに積算し、精査を行っていると説明を受けているが、それを妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。</li> </ul> |    |

| 納<br>得<br>性                                | <ul> <li>外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」において、補償の考え方について承認を得ている。</li> <li>損失について、組織委員会から過去実績等をもとに積算し、精査を行っていると説明を受けているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。</li> </ul> |  |
|--|---|--|
| その他経費の内容等<br>が公費負担の対象と<br>して適切なものであ<br>ること | <ul> <li>経費負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは組織委員会負担とする。</li> <li>V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</li> </ul>                        |  |

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。